

兵庫県公報

平成30年12月4日 火曜日 第3060号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示

○ 道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課）	1
○ 道路の区域の変更及び供用開始（同）	2
○ 景観影響評価準備書の縦覧等（都市政策課）	2
○ 平成20年兵庫県告示第693号（建築士法第15条第1号及び第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者の指定）の一部改正（建築指導課）	3

公 告

○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧（砂防課）	3
○ 同 上（同）	4
○ 土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧（同）	4
○ 同 上（同）	5
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧（同）	5
○ 同 上（同）	8
○ 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（都市計画課）	10
○ 同 上（同）	11
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	11
○ 同 上（同）	11
○ 同 上（同）	12

企業庁公告

○ 入札公告（猪名川広域水道事務所）	12
○ 同 上（同）	15
○ 同 上（東播磨利水事務所）	18
○ 同 上（同）	22
○ 同 上（姫路利水事務所）	25
○ 同 上（同）	28

病院局公告

○ 入札公告	31
--------	----

公安委員会告示

○ 地域交通安全活動推進委員の委嘱	34
○ 地域交通安全活動推進委員の解嘱	34

告 示

所在地 神戸市中央区中山手通3丁目4-1、4-2、4-3、4-23

3 準備書の写しの縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課

縦覧期間 平成30年12月 4 日から同月17日まで

4 意見書の提出期間及び提出先

提出期間 平成30年12月 4 日から同月17日まで

提出先 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課

兵庫県告示第1028号

平成20年兵庫県告示第693号(建築士法第15条第1号及び第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者の指定)の一部を次のように改正し、平成31年4月1日から施行する。

平成30年12月 4 日

兵庫縣知事 井 戸 敏 三

１の項中「卒業」の右に「(学校教育法(昭和22年法律第26号)による専門職大学の前期課程にあつては修了)」を加え、同項の表(い)の欄中「(昭和22年法律第26号)」を削り、同表(注)中「(昭和31年文部省令第28号)」の右に「又は専門職大学設置基準(平成29年文部科学省令第33号)」を、「(昭和50年文部省令第21号)」の右に「又は専門職短期大学設置基準(平成29年文部科学省令第34号)」を加える。

公 告

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第４条第１項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成30年12月 4 日

兵庫縣知事 井 戸 敏 三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
郷瀬(3)Ⅰ-2 (114010083)	西脇市郷瀬町（別図１のとおり）	急傾斜地の崩壊

(別図 1 は省略し、3 に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

平成30年12月12日（水）から同月26日（水）まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県北播磨県民局加東土木事務所多可事業所及び西脇市役所建設水道部工務課

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県北播磨県民局加東土木事務所多可事業所

〒679-1113 多可郡多可町中区中村町168—1

(3) 提出期限

平成30年12月26日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成31年2月25日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成30年12月4日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
岩戸(3)Ⅱ(2) (135000132)	神崎郡市川町上牛尾（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊

（別図1は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 指定の案の閲覧期間

平成30年12月12日（水）から同月26日（水）まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所福崎事業所及び市川町役場建設課

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所福崎事業所

〒679-2204 神崎郡福崎町西田原1994—4

(3) 提出期限

平成30年12月26日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成31年2月25日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成23年兵庫県告示第346号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成30年12月4日

兵庫県知事 井戸敏三

1 改正しようとする区域の案

郷瀬(3)Ⅰ(114010020)の項中別図20を次の図面のとおりに改める。

（「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 改正の案の閲覧期間

平成30年12月12日（水）から同月26日（水）まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県北播磨県民局加東土木事務所多可事業所及び西脇市役所建設水道部工務課

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

- (2) 提出先
兵庫県北播磨県民局加東土木事務所多可事業所
〒679-1113 多可郡多可町中区中村町168—1
- (3) 提出期限
平成30年12月26日（水）まで（当日消印有効）
- (4) 意見要旨及び県の考え方の公表
提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成31年2月25日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成19年兵庫県告示第1064号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり
 閣覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成30年12月 4 日

兵庫縣知事 井 戸 敏 三

- 1 改正しようとする区域の案
寺家(2)Ⅱ(135000003)の項中別図3、塩谷(2)Ⅱ(135000007)の項中別図7、塩谷(3)Ⅱ(135000008)の項中別図8、半瀬(1)Ⅱ(135000012)の項中別図12、岩戸(6)Ⅱ(135000028)の項中別図28、西ノ谷Ⅰ(235000004)の項中別図52、塩谷西川Ⅰ(235000007)の項中別図55、寺谷川Ⅱ(235000008)の項中別図56、寺谷Ⅰ(235000017)の項中別図65を次の図面のとおりに改める。
〔次の図面〕は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)
- 2 改正の案の閲覧期間
平成30年12月12日(水)から同月26日(水)まで
- 3 改正の案の閲覧場所
兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所福崎事業所及び市川町役場建設課
- 4 意見書に関する事項
 - (1) 様式
土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式
 - (2) 提出先
兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所福崎事業所
〒679-2204 神崎郡福崎町西田原1994-4
 - (3) 提出期限
平成30年12月26日(水)まで(当日消印有効)
 - (4) 意見要旨及び県の考え方の公表
提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成31年2月25日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第４条第１項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成30年12月 4 日

兵庫縣知事 井 戸 敏 三

- 1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
羽安Ⅰ (114010001)	西脇市羽安町（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
谷口Ⅱ (114010002)	西脇市羽安町（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
原坂Ⅱ (114010003)	西脇市羽安町（別図3のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
野中Ⅱ (114010004)	西脇市野中町（別図4のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
富吉上Ⅱ (114010006)	西脇市富吉上町（別図5のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
富吉南(1)Ⅰ (114010007)	西脇市富吉南町（別図6のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
富吉南(2)Ⅰ (114010008)	西脇市富吉南町（別図7のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
富吉南Ⅲ (114010009)	西脇市富吉南町（別図8のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
郷瀬BⅡ (114010010)	西脇市日野町（別図9のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
市原(1)Ⅰ (114010011)	西脇市市原町（別図10のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
市原(2)Ⅰ (114010012)	西脇市市原町（別図11のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
市原(3)Ⅰ (114010013)	西脇市市原町（別図12のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
西田Ⅰ (114010015)	西脇市西田町（別図13のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
西田Ⅱ (114010016)	西脇市西田町（別図14のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
小坂(1)Ⅰ (114010018)	西脇市小坂町（別図15のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
小坂Ⅱ (114010019)	西脇市小坂町（別図16のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
郷瀬(3)Ⅰ (114010020)	西脇市郷瀬町（別図17のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
郷瀬(1)Ⅰ (114010021)	西脇市郷瀬町（別図18のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり

郷瀬(2)Ⅰ (114010022)	西脇市郷瀬町(別図19のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
郷瀬AⅡ (114010023)	西脇市郷瀬町(別図20のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
郷瀬(1)Ⅲ (114010024)	西脇市郷瀬町(別図21のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
野村(1)Ⅰ (114010074)	西脇市野村町(別図22のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
野村(2)Ⅰ (114010075)	西脇市野村町(別図23のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
野村(3)Ⅰ (114010076)	西脇市野村町(別図24のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
緑風台Ⅰ (114010077)	西脇市野村町(別図25のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
野村(4)Ⅰ (114010078)	西脇市野村町(別図26のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
野村Ⅱ (114010079)	西脇市野村町(別図27のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
南谷川右支溪第二Ⅰ (214010006)	西脇市市原町(別図28のとおり)	土石流	別図28のとおり
杉原川右支溪第二Ⅰ (214010008)	西脇市西田町(別図29のとおり)	土石流	別図29のとおり
小坂川Ⅰ (214010010)	西脇市小坂町(別図30のとおり)	土石流	別図30のとおり
杉原川右支溪第一Ⅰ (214010011)	西脇市小坂町(別図31のとおり)	土石流	別図31のとおり
野間川左支溪第一Ⅰ (214010072)	西脇市野村町(別図32のとおり)	土石流	別図32のとおり
塚口川Ⅰ (214010074)	西脇市野村町(別図33のとおり)	土石流	別図33のとおり
和布川Ⅱ (214010075)	西脇市野村町(別図34のとおり)	土石流	別図34のとおり

(別図1から別図34までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

平成30年12月12日(水)から同月26日(水)まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県北播磨県民局加東土木事務所多可事業所及び西脇市役所建設水道部工務課

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県北播磨県民局加東土木事務所多可事業所

〒679-1113 多可郡多可町中区中村町168—1

(3) 提出期限

平成30年12月26日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成31年2月25日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

~~~~~

## 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成30年12月4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

## 1 指定しようとする区域の名称等

| 名 称                   | 指 定 の 区 域           | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|-----------------------|---------------------|---------------------|-------------------------------|
| 寺家(1)Ⅱ<br>(135000001) | 神崎郡市川町上牛尾（別図1のとおり）  | 急傾斜地の崩壊             | 別図1のとおり                       |
| 寺家Ⅰ<br>(135000002)    | 神崎郡市川町上牛尾（別図2のとおり）  | 急傾斜地の崩壊             | 別図2のとおり                       |
| 寺家(2)Ⅱ<br>(135000003) | 神崎郡市川町上牛尾（別図3のとおり）  | 急傾斜地の崩壊             | 別図3のとおり                       |
| 寺家(4)Ⅱ<br>(135000004) | 神崎郡市川町上牛尾（別図4のとおり）  | 急傾斜地の崩壊             | 別図4のとおり                       |
| 塩谷(5)Ⅱ<br>(135000005) | 神崎郡市川町上牛尾（別図5のとおり）  | 急傾斜地の崩壊             | 別図5のとおり                       |
| 塩谷(6)Ⅱ<br>(135000006) | 神崎郡市川町上牛尾（別図6のとおり）  | 急傾斜地の崩壊             | 別図6のとおり                       |
| 塩谷(2)Ⅱ<br>(135000007) | 神崎郡市川町上牛尾（別図7のとおり）  | 急傾斜地の崩壊             | 別図7のとおり                       |
| 塩谷(3)Ⅱ<br>(135000008) | 神崎郡市川町上牛尾（別図8のとおり）  | 急傾斜地の崩壊             | 別図8のとおり                       |
| 塩谷(4)Ⅱ<br>(135000009) | 神崎郡市川町上牛尾（別図9のとおり）  | 急傾斜地の崩壊             | 別図9のとおり                       |
| 塩谷(1)Ⅱ<br>(135000010) | 神崎郡市川町上牛尾（別図10のとおり） | 急傾斜地の崩壊             | 別図10のとおり                      |
| 上牛尾Ⅰ<br>(135000011)   | 神崎郡市川町上牛尾（別図11のとおり） | 急傾斜地の崩壊             | 別図11のとおり                      |
| 半瀬(1)Ⅱ<br>(135000012) | 神崎郡市川町上牛尾（別図12のとおり） | 急傾斜地の崩壊             | 別図12のとおり                      |

|                        |                         |         |          |
|------------------------|-------------------------|---------|----------|
| 半瀬Ⅰ<br>(135000013)     | 神崎郡市川町上牛尾（別図13<br>のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図13のとおり |
| 半瀬(1)Ⅲ<br>(135000014)  | 神崎郡市川町上牛尾（別図14<br>のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図14のとおり |
| 半瀬(3)Ⅱ<br>(135000015)  | 神崎郡市川町上牛尾（別図15<br>のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図15のとおり |
| 半瀬(2)Ⅱ<br>(135000016)  | 神崎郡市川町上牛尾（別図16<br>のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図16のとおり |
| 半瀬(4)Ⅱ<br>(135000017)  | 神崎郡市川町上牛尾（別図17<br>のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図17のとおり |
| 岩戸(2)Ⅲ<br>(135000018)  | 神崎郡市川町上牛尾（別図18<br>のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図18のとおり |
| 岩戸(2)Ⅰ<br>(135000019)  | 神崎郡市川町上牛尾（別図19<br>のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図19のとおり |
| 岩戸(1)Ⅱ<br>(135000020)  | 神崎郡市川町上牛尾（別図20<br>のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図20のとおり |
| 岩戸(2)Ⅱ<br>(135000021)  | 神崎郡市川町上牛尾（別図21<br>のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図21のとおり |
| 岩戸(4)Ⅰ<br>(135000022)  | 神崎郡市川町上牛尾（別図22<br>のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図22のとおり |
| 岩戸(3)Ⅱ<br>(135000023)  | 神崎郡市川町上牛尾（別図23<br>のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図23のとおり |
| 岩戸(4)Ⅱ<br>(135000024)  | 神崎郡市川町上牛尾（別図24<br>のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図24のとおり |
| 岩戸(1)Ⅰ<br>(135000025)  | 神崎郡市川町上牛尾（別図25<br>のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図25のとおり |
| 岩戸(5)Ⅱ<br>(135000026)  | 神崎郡市川町上牛尾（別図26<br>のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図26のとおり |
| 岩戸(3)Ⅰ<br>(135000027)  | 神崎郡市川町上牛尾（別図27<br>のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図27のとおり |
| 岩戸(6)Ⅱ<br>(135000028)  | 神崎郡市川町上牛尾（別図28<br>のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図28のとおり |
| 岩戸(7)Ⅱ<br>(135000029)  | 神崎郡市川町上牛尾（別図29<br>のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図29のとおり |
| 上牛尾(1)Ⅲ<br>(135000030) | 神崎郡市川町上牛尾（別図30<br>のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図30のとおり |
| 塩谷Ⅲ<br>(135000044)     | 神崎郡市川町上牛尾（別図31<br>のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図31のとおり |
| 岩戸(8)Ⅱ<br>(135000045)  | 神崎郡市川町上牛尾（別図32<br>のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図32のとおり |

|                          |                         |         |          |
|--------------------------|-------------------------|---------|----------|
| 塩谷Ⅲ<br>(135000082)       | 神崎郡市川町上牛尾（別図33<br>のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図33のとおり |
| 半瀬Ⅲ<br>(135000083)       | 神崎郡市川町上牛尾（別図34<br>のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図34のとおり |
| 岩戸(3)Ⅱ(2)<br>(135000132) | 神崎郡市川町上牛尾（別図35<br>のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図35のとおり |
| 西ノ谷Ⅰ<br>(235000004)      | 神崎郡市川町上牛尾（別図36<br>のとおり） | 土石流     | 別図36のとおり |
| 塩谷西川Ⅰ<br>(235000007)     | 神崎郡市川町上牛尾（別図37<br>のとおり） | 土石流     | 別図37のとおり |
| 寺谷川Ⅱ<br>(235000008)      | 神崎郡市川町上牛尾（別図38<br>のとおり） | 土石流     | 別図38のとおり |
| 白山Ⅰ<br>(235000010)       | 神崎郡市川町上牛尾（別図39<br>のとおり） | 土石流     | 別図39のとおり |
| イガン谷川Ⅰ<br>(235000012)    | 神崎郡市川町上牛尾（別図40<br>のとおり） | 土石流     | 別図40のとおり |
| 寺谷Ⅰ<br>(235000017)       | 神崎郡市川町上牛尾（別図41<br>のとおり） | 土石流     | 別図41のとおり |
| 野々谷Ⅱ<br>(235000019)      | 神崎郡市川町上牛尾（別図42<br>のとおり） | 土石流     | 別図42のとおり |

(別図 1 から別図42までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

## 2 指定の案の閲覧期間

平成30年12月12日（水）から同月26日（水）まで

### 3 指定の案の閲覧場所

兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所福崎事業所及び市川町役場建設課

#### 4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所福崎事業所

〒679-2204 神崎郡福崎町西田原1994—4

### (3) 提出期限

平成30年12月26日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成31年2月25日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

## 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成30年12月 4 日

兵庫縣知事 井 戸 敏 三

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地